



大崎広水・浄水場だより

～令和6年度 号外～

宮城県大崎広域水道事務所
令和 6年 9月12日 発行

1. 事務所からのお知らせ

(1) 油や洗剤類及び家畜排せつ物などの河川・水路・側溝への流出防止のお願い

■油や洗剤類及び家畜排せつ物など有害物質が川に流入するとどうなるの？

○川に流入した油や洗剤類及び家畜排せつ物など、有害物質が浄水場の取水口へ到達すると、水を導けなくなり、浄水処理が停止します。このため広域的な断水になり、生活に支障を与えます。

川に油や洗剤など有害物質が流入した場合には、取水口へ流入しないようにオイルフェンスや吸油マット、薬品等を使用し油類を除去する必要があります。



これらの除去に要した処理費用は、原因者の負担になります。 (油類の流入原因を調査し、原因者を特定する場合があります)

水質事故を起こしたら、発見したら

もよりの消防署・警察署・市町村役場・国や県の機関等へご連絡をお願いします。

【連絡先】 宮城県大崎広域水道事務所

TEL:0229-67-6512 / FAX:0229-67-6515